福山市福祉ホーム事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８０条第１項に基づく福山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第４４号。）に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業実施者）

第２条　福祉ホーム事業の実施者は、法第７９条第２項の規定により、同条第１項第５号に規定する事業の開始を届け出た者のうち、市長が適当と認めた者（以下「事業実施者」という。）とする。

２　事業実施者は、法令その他別に定めがあるもののほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

（利用対象者）

第３条　福祉ホーム事業の対象となる障害者（以下「利用対象者」という。）は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者とする。ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。

（利用方法）

第４条　福祉ホームの利用は、利用対象者と事業実施者との契約によるものとする。

（利用の決定等）

第５条　福祉ホームの利用を希望する者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、事業実施者に対して利用の申し込みを行うものとする。

２　利用の申し込みを受理した事業実施者は、申込者の住宅に困窮する実情等を調査して本事業の利用対象者としての資格を確認した上で、申込者に利用の可否を通知する。

（利用料等の徴収）

第６条　事業実施者は、当該福祉ホームの維持管理等に必要な経費として事業実施者が定めた利用料を利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）から徴収するものとする。

２　事業実施者は、飲食物費、日用品費、光熱水費その他個人に係る費用を実費として利用者から徴収するものとする。

（施設の退所）

第７条　利用者が退所しようとするときは、事業実施者に退所届を提出するものとする。

２　事業実施者は、福祉ホームの利用者が第３条に掲げる要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者を退所させることができる。

（１）前条に規定する利用料等を負担できないとき。

（２）福祉ホームの管理に関する指示に従わないとき。

（委託料）

第８条　福山市に所在する福祉ホームの運営に要する経費については、予算の範囲内において委託料を支払うものとし、支払方法その他必要事項は、委託契約書に定めることとする。

２　委託料の額は、別表に定める額とする。

（負担金の請求等）

第９条　市長は、前条の規定により交付した補助金のうち、法第１９条第３項に規定する特定施設への入所に係る支給決定に準ずる取扱いにより、福祉ホーム入所前の居住地が市外の場合、前居住地市町村に対し、負担金を請求することができるものとする。

２　前項の規定により請求する負担金の額は、前条の規定により交付した補助金の額を、全利用者の延べ利用月数で除して得た額に、当該福祉ホームが所在する市町村の利用者に係る延べ利用月数を乗じて得た額とする。

３　前項に規定する延べ利用月数は、各月の初日を基準日として算定する。

４　前２項の規定により算定された額に、１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（負担金等の支払）

第１０条　市長は、前条第１項に準ずる取扱いにより、福山市内に居住していた障害者が福山市外に所在する福祉ホームに入所し、利用者に係る費用を当該福祉ホームが所在する市町村又は当該福祉ホームから請求された場合は、予算の範囲内において負担金等を支払うものとする。

２　前項に規定する負担金等の支払方法、支払時期その他必要な事項については、当該福祉ホームが所在する市町村又は当該福祉ホームと協議して定めるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２０１４年（平成２６年）４月１０日から施行し、２０１４年（平成２６年）２月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

別表（第８条、第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 補助基準額（１か所あたり） |
| 身体障害者福祉ホーム | 管理人に要する経費 | 月額216,580円×12月  ＝2,598,960円 |
| 補修費 | 月額7,350円×12月  ＝88,200円 |
| 合計 | 2,598,960円＋88,200  ＝2,687,160円 |
| 知的障害者福祉ホーム | 5人～9人の場合 | 年額3,216,000円 |
| 10人～19人の場合 | 年額3,833,000円 |
| 20人～29人の場合 | 年額5,068,000円 |
| 精神障害者福祉ホーム | 職員に要する経費 | 月額227,670円×12月  ＝2,732,040円 |